

＜移住支援金の交付申請に関する誓約事項＞

- 1 移住支援金の申請に関し、偽りその他の不正な行為がないこと。
- 2 世帯全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員ではなく、また、これらと密接な関係も有しないこと。
- 3 本町に移住支援金の申請日以降、5年以上継続して居住する意思を有していること。
- 4 屋久島町移住支援金交付要綱第11条に規定する報告を求められたときは速やかに応じること。
- 5 屋久島町移住支援金交付要綱第4条に規定する要件を欠くに至った場合は、屋久島町長に速やかに報告するとともに、以下により移住支援金を返納します。

＜全額の返納＞

- ・当該申請に関し、偽りその他不正の行為があったことが判明したとき。
- ・本申請から3年未満で本町外へ転出したとき。
- ・本申請日から1年以内に就業に関する要件を満たさなくなったとき。
- ・鹿児島県が行う起業支援事業の交付決定が取り消されたとき。

＜半額返還＞

- ・当該申請日から3年以上5年以内で本町から転出したとき。

＜移住支援事業に係る個人情報の取扱い＞

- 1 移住支援金の交付申請事項の確認のため、屋久島町長が、住民登録情報、前住所地の就業状況、現在の就業状況、雇用保険の加入状況、町税等の納付状況、集落への加入状況及び暴力団との関係の有無を含む調査を実施すること。
- 2 移住支援金の交付手続により得た個人情報について、屋久島町長が、鹿児島県及び他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施及び国への実施状況報告のため、国、鹿児島県、他の都道府県及び他の市町村に提供し、又は確認のため利用すること。
- 3 鹿児島県と屋久島町が共同して行うかごしま移住就業・起業支援事業に関する事務のため、鹿児島県及び屋久島町の求めに応じて、就業状況等の状況を勤務先が提供すること。